

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化しており、障害のある人が地域で安心して生活できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

国においては、障害者制度改革が進み、平成23年8月には津山市障害者計画の根拠法となる「障害者基本法」が一部改正されました。すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが法の目的として規定されました。

この法律に基づき、国は平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定し、平成30（2018）年には「障害者基本計画（第4次）」を策定する見込みです。この計画では、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有し、障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目標としています。

岡山県においては、同法に基づき、「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」を平成28年に策定し、共生社会の実現を目指しています。

また、障害のある人へのサービスの提供に関して、国は平成18年に「障害者自立支援法」を施行し、障害福祉サービスを一元化するとともに、サービス利用の手続きの明確化を進めました。

平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・改称し、障害の範囲に「難病」を加えることや、グループホームとケアホームの一元化を定めました。その後、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30（2018）年に施行されることとなり、これまで課題とされてきた介護保険サービスの円滑な利用の促進や医療的ケア児への支援体制の整備等を図ることとされています。

障害のある人に関する法整備は様々な分野で進んでおり、障害のある人の権利擁護として、平成24年には、虐待を受けた障害のある人に対する保護や虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報義務を課した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

就労に関しては、平成25年「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになりました。

また、平成30（2018）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行により、雇用分野における障害のある人への差別を禁止すること、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える措置が定められます。

本市では、平成 24 年に「津山市障害者計画」及び「第 3 期津山市障害福祉計画」を策定し、「障害のある人が安心して、生きがいをもって生活できる地域社会づくり」の基本理念のもと、本市の実情や課題に対応した施策を推進してきました。

また、平成 27 年には、障害者総合支援法に基づき「第 4 期津山市障害福祉計画」に移行しました。

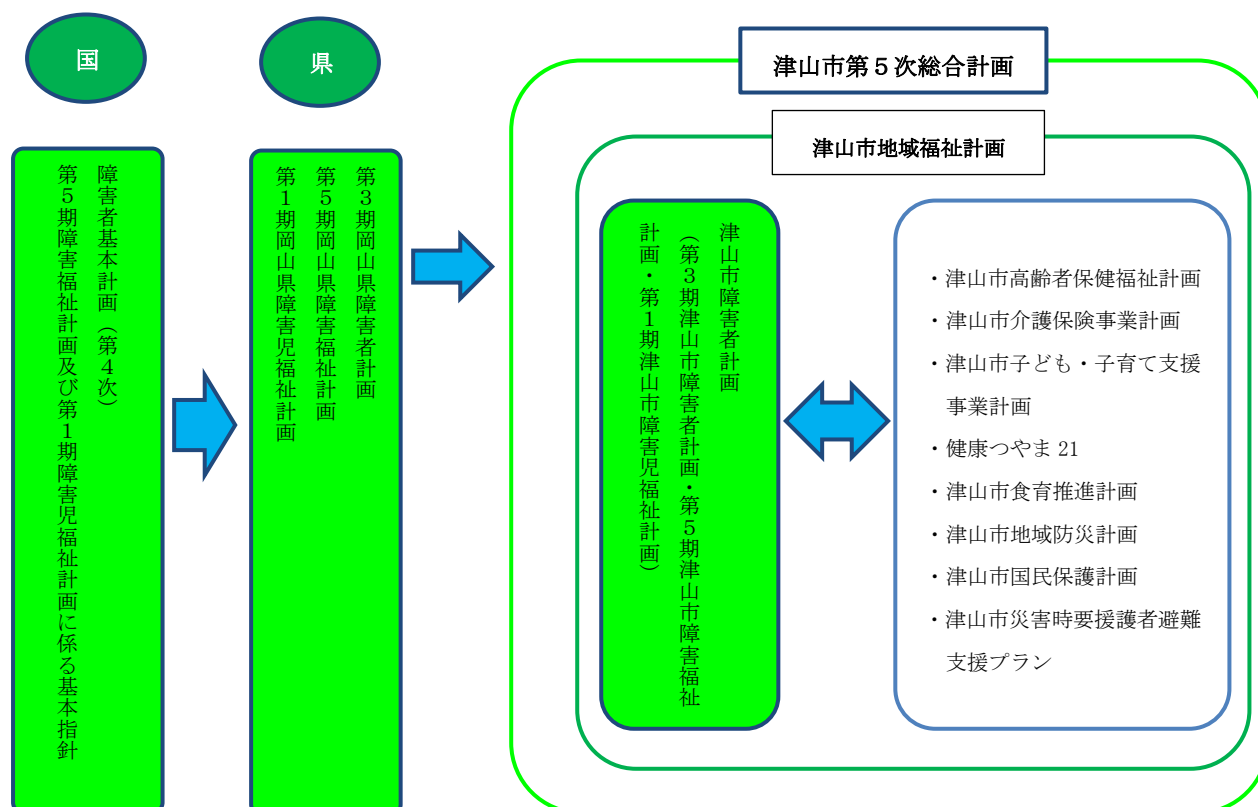
この度、両計画の期間が満了することに伴い、本市における新たな課題や、障害のある人を取り巻く環境の変化に応じた新たな計画を策定する必要があることから、「第 3 期津山市障害者計画」及び「第 5 期津山市障害福祉計画・第 1 期津山市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的に推進するための基本計画です。

また、津山市第5次総合計画等との整合を図った計画であるとともに、障害者福祉の推進のためのアンケートの結果を踏まえ、津山市障害者施策推進審議会と津山地域自立支援協議会で協議を重ね、パブリックコメントを行うなど、広く市民の意見を取り入れて策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画(第4次) (平成30(2018)～34(2022)年度)	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	第3期岡山県障害者計画 (だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン) (平成28(2016)～32(2020)年度)	第5期岡山県障害福祉計画 (平成30(2018)～32(2020)年度)	新たに第1期岡山県障害児福祉計画を策定 (平成30(2018)～32(2020)年度)
津山市	第3期津山市障害者計画 (平成30(2018)～35(2023)年度)	第5期津山市障害福祉計画 (平成30(2018)～32(2020)年度)	新たに第1期津山市障害児福祉計画を策定 (平成30(2018)～32(2020)年度)



3 計画の期間

障害者計画は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 35（2023）年度までを計画期間とします。

また、障害福祉計画は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを第 5 期計画期間とし、障害児福祉計画は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを第 1 期計画期間とします。

【計画の期間】

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
障害者 計画	津山市障害者計画 (平成 24(2012) 年度～平成 29(2017) 年度)						第 3 期津山市障害者計画 (平成 30(2018) 年度～平成 35(2023) 年度)					
障害福祉 計画	第 3 期津山市障害福祉計画 (平成 24(2012) 年度～平成 26(2014) 年度)		第 4 期津山市障害福祉計画 (平成 27(2015) 年度～平成 29(2017) 年度)				第 5 期津山市障害福祉計画 (平成 30(2018) 年度～平成 32(2020) 年度)					
障害児 福祉計画							第 1 期津山市障害児福祉計画 (平成 30(2018) 年度～平成 32(2020) 年度)					

※社会経済情勢や法制度の変更等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

4 計画策定にあたって

(1) 津山市障害者施策推進審議会の設置

本計画の策定にあたっては、津山市障害者施策推進審議会を設置し、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取する体制を整えました。

(2) 津山地域自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、津山地域自立支援協議会構成員である、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、支援団体、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取しました。

(3) アンケート調査の実施

平成 30（2018）年度からの障害者施策の方向性を示す新たな津山市障害者計画を策定するため、本市の障害のある人の現状やニーズを整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、障害者福祉の推進のためのアンケートを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの募集を行いました。

◆公表方法

- ・市ホームページ、市役所（支所・出張所を含む）

◆募集期間

- ・平成 30（2018）年 1 月 23 日～平成 30（2018）年 2 月 13 日

◆回収方法

- ・電子メール、郵送、ファックス、持参

◆実施結果

- ・意見提出者数 1 名
- ・意見提出件数 3 件

第2章 障害のある人の現状

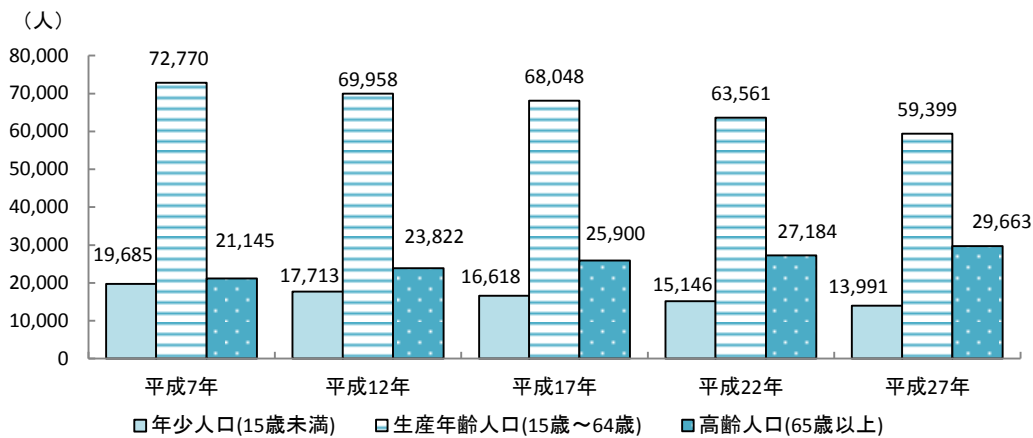
1 人口等の推移

【人口推計】

本市の総人口は平成27年には103,746人となっており、年々減少傾向にあります。

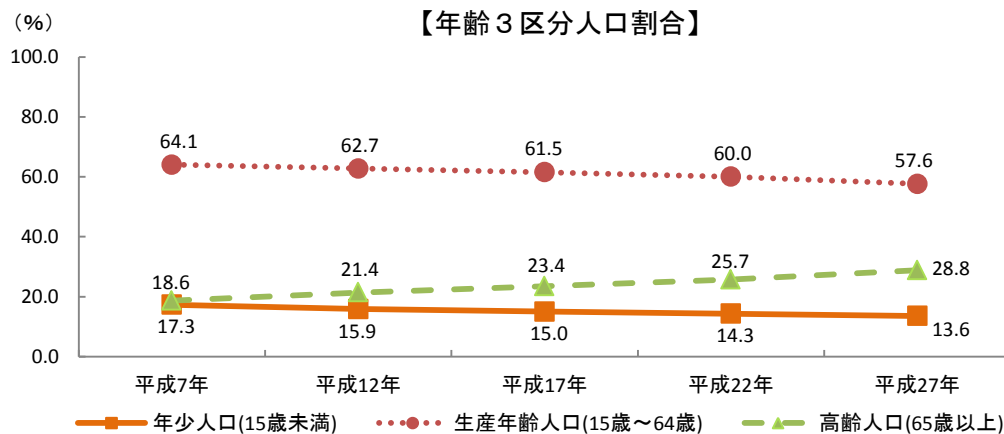
年齢別の推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、本市の経済基盤を支える働き手の数が減少していると思われます。

【年齢3区分人口推移】



(資料:国勢調査 各年10月1日現在)

【年齢3区分人口割合】



(資料:国勢調査 各年10月1日現在)

※年齢不詳は年齢別から除外しているため、各年齢別の合計は総人口に一致しない

※平成12年までは、旧津山市・旧加茂町・旧阿波村・旧勝北町・旧久米町の数値を合算

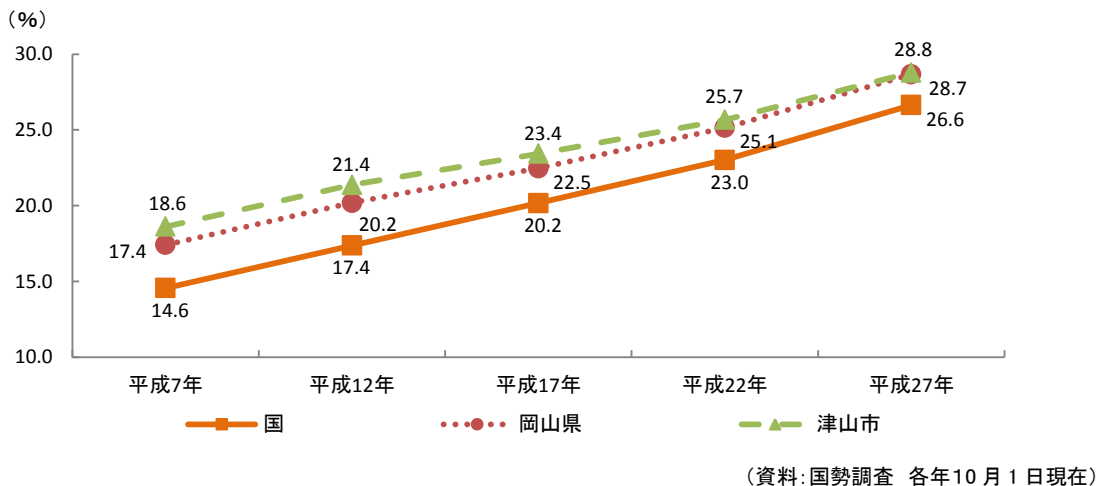
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示

四捨五入の結果、内訳の計が合計に一致しない場合がある

【高齢化率の推移】

本市の高齢化率を、平成7年から平成27年の5年ごとに、国、岡山県と比較すると、国、岡山県の高齢化率を上回って推移しており、今後も高齢化率が増加する可能性が考えられます。

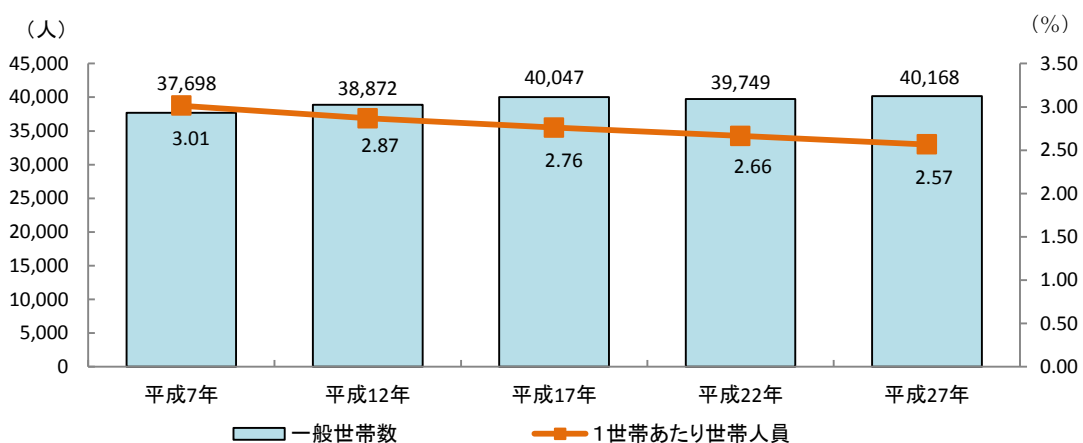
【高齢化率の推移】



【世帯数の推移】

本市の世帯数は、平成7年と平成27年を比較すると2,470世帯が増加していますが、1世帯あたりの世帯人員の推移は年々減少しており、核家族化の進行が顕著にあらわれています。

【世帯数の推移】



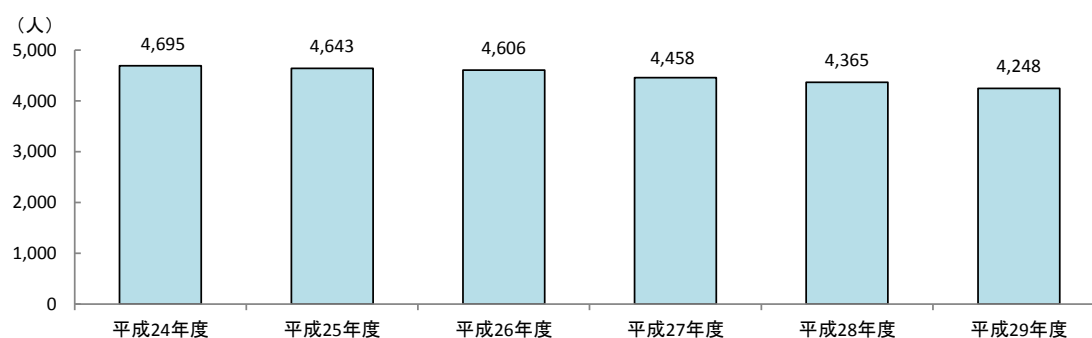
2 障害のある人の状況

(1) 身体障害について

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年度から年々減少傾向となっており、平成29年度には4,248人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳所持者数	4,695	4,643	4,606	4,458	4,365	4,248

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別身体障害者手帳所持者数

年齢別身体障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者は60～79歳が1,851人と最も多くなっていますが、年齢別割合では、80歳以上で身体障害者手帳所持者の割合が高く、15.6%となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】

区分	手帳所持者数 (人)	年齢別割合 (%) ※
0～19歳	70	0.4
20～39歳	158	0.8
40～59歳	550	2.1
60～79歳	1,851	7.0
80歳以上	1,619	15.6
合計	4,248	4.2
備考：児童及び高齢者の年齢別身体障害者手帳所持者数		
児童 (0～18歳)	59	0.3
高齢者 (65歳以上)	3,181	10.6

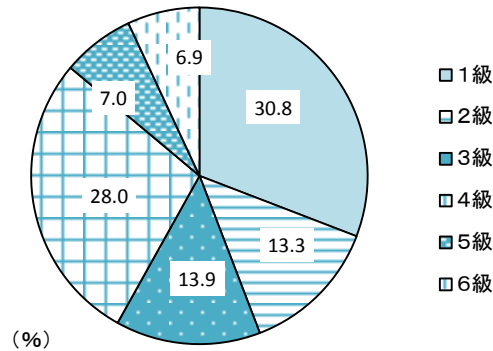
※総人口に対する身体障害者手帳所持者の割合

(資料：津山市 平成29年4月1日現在)

③等級別身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」の割合が30.8%と最も多くなっています。また、「1級」と「2級」の重度の障害のある人の割合が44.1%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数】



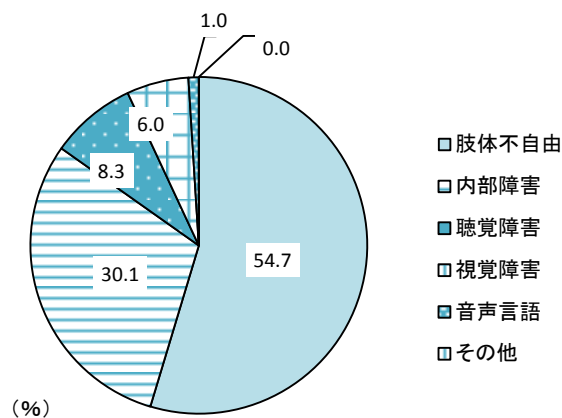
区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	1,310	30.8
2級	566	13.3
3級	592	13.9
4級	1,189	28.0
5級	296	7.0
6級	295	6.9
合計	4,248	100.0

(資料：津山市 平成29年4月1日現在)

④障害の種類別身体障害者手帳所持者数

障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が54.7%と全体の約半数となっています。ついで、「内部障害」も30.1%となっています。

【障害の種類別身体障害者手帳所持者数】



区分	手帳所持者数（人）	構成比（％）
肢体不自由	2,322	54.7
内部障害	1,280	30.1
聴覚障害	351	8.3
視覚障害	253	6.0
音声言語	42	1.0
その他	0	0.0
合計	4,248	100.0

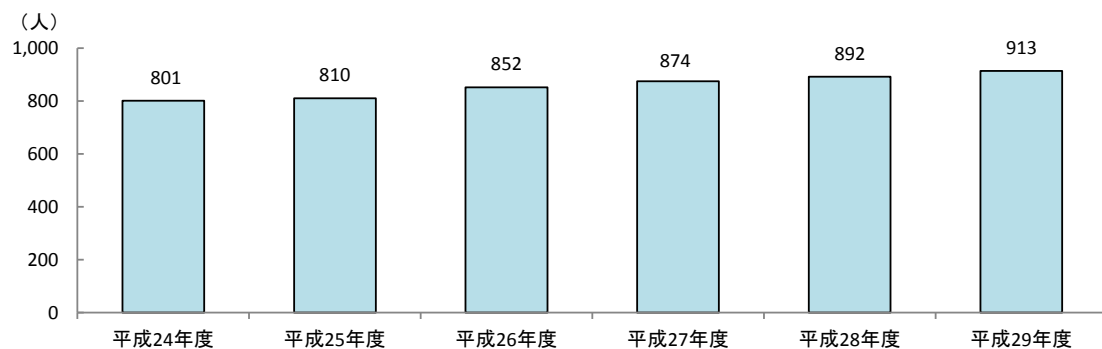
（資料：津山市 平成 29 年 4 月 1 日現在）

（２）知的障害について

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 24 年度から年々増加傾向となっており、平成 29 年度には 913 人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



（単位：人）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療育手帳所持者数	801	810	852	874	892	913

（資料：津山市 各年度 4 月 1 日現在）

②年齢別療育手帳所持者数

年齢別割合では0～39歳までで6割程度となっており、若年層での手帳所持者が多くなっています。

【年齢別療育手帳所持者数】

区分	手帳所持者数（人）	年齢別割合（％）※
0～19歳	251	1.3
20～39歳	304	1.5
40～59歳	227	0.9
60歳以上	131	0.4
合計	913	0.9
備考：児童及び高齢者の年齢別身体障害者手帳所持者数		
児童（0～18歳）	206	1.1
高齢者（65歳以上）	92	0.3

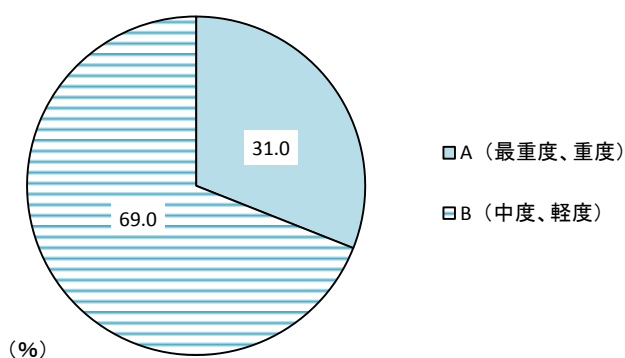
※総人口に対する療育手帳所持者の割合

（資料：津山市 平成29年4月1日現在）

③障害の状況

障害の状況は、「B（中度、軽度）」が69.0%となっており、「A（最重度、重度）」が31.0%となっています。

【障害の状況別療育手帳所持者数】



区分	手帳所持者数（人）	構成比（％）
A（最重度、重度）	283	31.0
B（中度、軽度）	630	69.0
合計	913	100.0

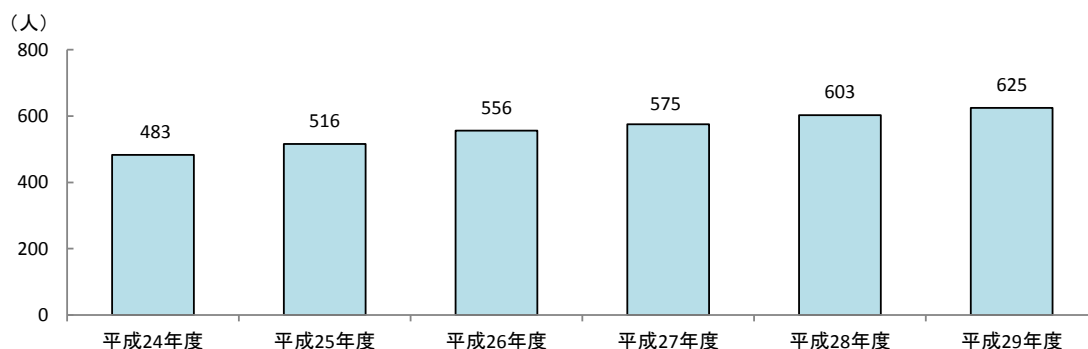
（資料：津山市 平成29年4月1日現在）

(3) 精神障害について

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 24 年度から年々増加傾向となっており、平成 29 年度には 625 人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	483	516	556	575	603	625

(資料：津山市 各年度 4 月 1 日現在)

②年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢別割合では 40～59 歳が 1.0%となっており、中高年の手帳所持者が多くなっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

区分	手帳所持者数 (人)	年齢別割合 (%) ※
0～19 歳	23	0.1
20～39 歳	148	0.7
40～59 歳	257	1.0
60 歳以上	197	0.5
合計	625	0.6
備考：児童及び高齢者の年齢別身体障害者手帳所持者数		
児童 (0～18 歳)	23	0.1
高齢者 (65 歳以上)	141	0.5

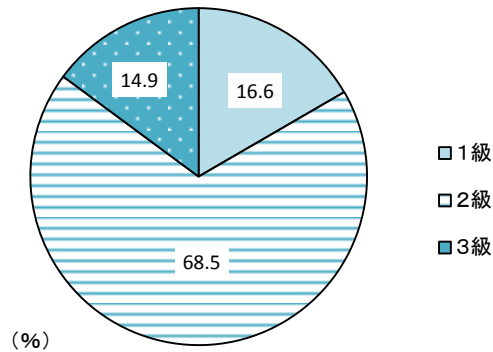
※総人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

(資料：津山市 平成 29 年 4 月 1 日現在)

③障害の状況

障害の状況は、「2級」が68.5%と最も高くなっています。

【障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



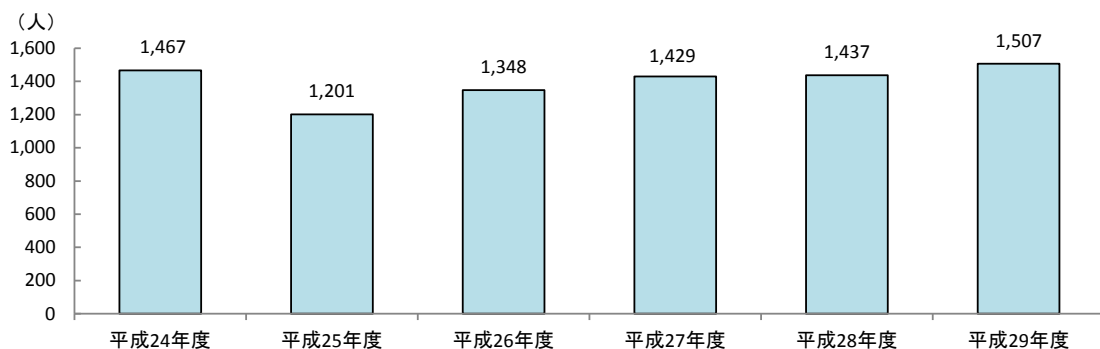
区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	104	16.6
2級	428	68.5
3級	93	14.9
合計	625	100.0

(資料：津山市 平成29年4月1日現在)

④自立支援医療費（精神通院）公費負担者数の推移

自立支援医療による精神通院者数の推移をみると、平成25年度から増加傾向にあり、平成29年度で1,507人となっています。

【自立支援医療費（精神通院）公費負担者数の推移】



(単位：人)

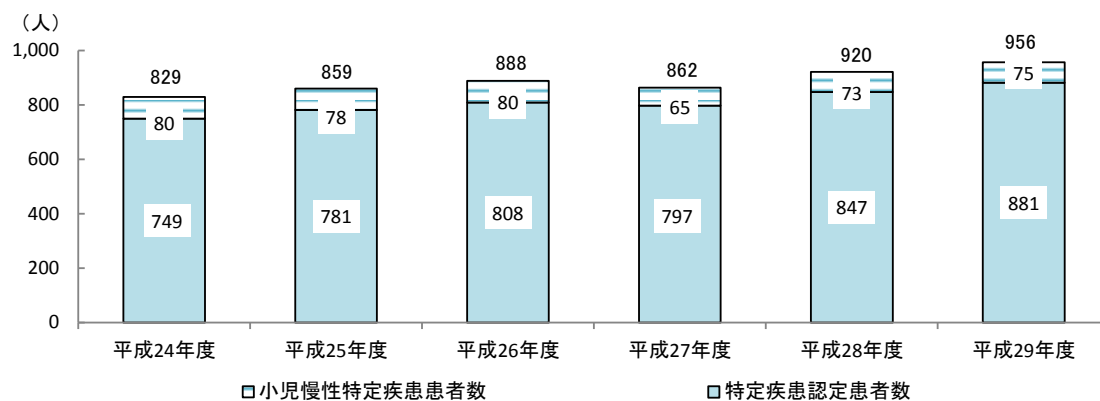
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立支援医療 精神通院者数	1,467	1,201	1,348	1,429	1,437	1,507

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

(4) 難病について

難病患者の推移をみると、平成27年度で減少に転じましたが、平成29年度は956人と増加傾向にあります。

【難病患者の推移】



(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定疾患認定患者数	749	781	808	797	847	881
小児慢性特定疾患患者数	80	78	80	65	73	75
合計	829	859	888	862	920	956

(各年度4月1日現在)

(5) 障害のある子どもについて

①保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れ状況

本市における保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受け入れは、16 箇所が実施しており、現在、障害のある子ども 51 人が通い、集団保育を受けています。

【保育園（所）・認定こども園での療育の状況】

保育園（所）・認定こども園数 （箇所）	障害のある子どもが通っている 保育園（所）・認定こども園数 （箇所）	障害のある子ども数（人） （保育士加配対象児数）
公立 5（委託 2 箇所を含む）	3	重度 2 軽度 13
私立 24	13	重度 3 軽度 33

（資料：津山市 平成 29 年 4 月 1 日現在）

②幼児・児童に対する発達の確認及び支援の状況

乳幼児健康診査・育児相談等を通して、経過を見ている幼児と、親が相談をしたいという幼児を対象に、ことばの相談等を行っています。親が幼児の特徴を把握するとともに育児の力をつけるための支援をしています。

【ことばの教室利用状況】

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ことばの 相談	開催回数（回）	24	24	24	24	24	24
	相談者数（人）	58	82	70	83	72	74
経過観察児教室 ドレミ・ドレミ#	開催回数（回）	24	24	24	24	24	24
	相談者数（人）	62	77	67	77	84	74
経過観察児教室 ステップ	開催回数（回）	12	17	24	24	22	24
	相談者数（人）	25	48	66	63	64	68
発達相談	開催回数（回）	16	12	11	22	15	12
	相談者数（人）	39	31	22	41	26	20

（資料：津山市）

【通級指導教室利用状況】

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幼児	通級	—	—	17	26	13	13
小学生	（人）	—	—	72	70	56	69

（資料：津山市立西小学校・北小学校）

③就学の状況

就学児童生徒の特別支援学級へ在籍する状況は、小学校と中学校すべての年代で「自閉症・情緒障害」と「知的障害」が多くなっています。

【障害別児童生徒・特別支援学級（通級指導教室）の状況】

区分	小学校							学級数 (学級)	中学校				学級数 (学級)
	児童数(人)								生徒数(人)				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		1年	2年	3年	合計	
知的障害	16	14	14	18	10	18	90	24	23	17	21	61	12
自閉症・情緒障害	28	31	21	28	22	20	150	31	20	16	15	51	10
聴覚障害	1	0	2	0	0	0	3	1	0	1	0	1	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱 (津山中央病院内学級)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
通級指導教室 (言語)	8	10	1	0	1	0	20	2	0	0	0	0	0
通級指導教室 (情緒)	6	5	13	8	7	8	47	2	0	0	0	0	1
合計	59	60	51	54	40	46	310	60	43	34	37	114	25

(資料：津山市 平成 29 年 5 月 1 日現在)

【特別支援学校への通学状況】

(単位：人)

種類	通学児童・生徒数
小学部	32
中学部	26
高等部	70

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

3 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員の状況は、民生委員・児童委員が255人、主任児童委員が24人の計279人となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

(単位：人)

区分	相談員数
民生委員・児童委員	255
主任児童委員	24
合計	279

(資料：津山市 平成29年4月1日現在)

身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況は、身体障害者相談員が21人、知的障害者相談員が8人の計29人となっています。

【身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況】

(単位：人)

区分	相談員数
身体障害者相談員	21
知的障害者相談員	8
合計	29

(資料：津山市 平成29年4月1日現在)

4 医療体制の状況

医療体制の状況は、病院11施設、診療所100施設、歯科診療所48施設、助産所4施設、薬局74施設となっています。

【医療体制の状況】

総数		病院								総数		診療所					歯科診療所	助産所	薬局
施設	病床	施設	精神 病床		施設	一般 病床				施設	病床	有床施設 病床			無床施設				
			精神	一般		結核	一般	感染症	療養			施設	一般	療養					
11	1,807	2	606	0	9	30	865	8	298	100	215	14	171	44	86	48	4	74	

(資料：津山市 平成29年3月31日現在)

5 ボランティア団体の状況

【ボランティア団体の状況】

(単位：人)

グループ名	会員数
鶴山手話サークル	21
津山点字ボランティアサークル	5
津山朗読ボランティアの会	38
津山要約筆記サークル	10
手話サークル「わかば」	34
津山トイボランティアサークル「ピコ」	9
人形劇サークル「空とぶにんじん」	8
津山運転ボランティアの会	11
手づくりおもちゃボランティアグループ「て・ての会」	14
シルバーボランティアグループ「年輪ボランティアの会」	20
津山点字グループ「キタタキの会」	14
在宅援助ボランティアグループ「ふたばの会」	13
演劇ボランティアグループ「生きる」	10
木エボランティアグループ「津山トンカチボランティアの会」	17
奇術公演ボランティアサークル「津山奇術同好会」	16
人形劇サークル「くれよん」	19
演劇ボランティアサークル劇団「さくら団地」	15
ボランティアサークル「木馬の会」(※学生サークルのため人数は不明)	-
ヘルスボランティア勝北「たんぽぽの会」	20
託児ボランティア勝北「あゆみ」	15
メンタルサポーターの会「れんげ畑」	20
久米運転チョボラの会	2
きずな手話サークル	5
プールボランティア「HSS」	20

(資料：津山市社会福祉協議会)

6 障害のある人の団体

【身体障害のある人の団体】

団体名	備考
岡山県視覚障害者協会津山支部	視覚障害のある人の会
津山市難聴者協会	聴覚障害のある人の会
腎友会津山支部	腎臓機能障害のある人の会
岡山新声会津山支部	咽頭摘出による音声言語障害のある人の会
鶴山ろうあクラブ	聴覚障害のある人の会
津山車イスの会	車イスを利用している身体障害のある人の会
オストミー協会津山分会	人工肛門・人工膀胱を造設された人の会
岡山県北難病友の会	難病患者の会

(資料：津山市身体障害者福祉協会)

【知的障害のある人の団体】

団体名	備考
津山市手をつなぐ育成会	知的障害、発達障害のある人の会
岡山県手をつなぐ育成会・津山地域連絡協議会	知的障害、発達障害のある人の会
津山手をつなぐ親の会	知的障害、発達障害のある人・家族の会
津山手をつなぐ親の会・本人部会「なかまあず」	知的障害、発達障害のある人の会

(資料：津山市)

【精神障害のある人の団体】

団体名	備考
しろつめ草の会	患者会・家族会
津山しらうめの会	美作保健所管内家族会
高次脳機能障害者と家族の集い「つるの会」	家族会
NPO法人 岡山県津山断酒新生会	アルコール問題で悩んでいる本人・家族の会

(資料：津山市)

【障害のある子どもの団体】

団体名	備考
ダウン症児親の会「あひるの会」	ダウン症のある人・児童と家族の会
水あそびの会	発達障害のある人・児童の会
こどもの発達をサポートする親の会ピーナッツ	発達障害のある子ども・家族の会
てるてるぼうず	発達障害児と親の会
あいうえお会	重度心身障害のある子と家族の会

(資料：津山市)

【その他の団体】

団体名	備考
花水木の会	パーキンソン病患者・家族会
リウマチのつどい	リウマチ患者・家族の会
津山・きびの会	当事者・家族の会
失語症の会	失語症患者・家族の会
県北親の会ネット	家族の会

(資料：津山市)

上記の団体以外にも多数のグループが自主活動しています。障害のある人や家族の人に向けて情報提供を行います。

7 アンケート調査結果

(1) 調査概要

このアンケートは、「津山市障害者計画」を策定するにあたり、障害のある人の現状や課題を調査し、ニーズを把握することを目的としています。

調査対象	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障害児サービス利用者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成 29 年 6 月 22 日～平成 29 年 7 月 10 日
回収結果	874/2000 票（43.7%）
調査結果の見方	アンケート調査結果中の「n＝」とあるのはパーセントを計算するときの母数となる回答者数を示しています。

(2) 障害のある人・介助者

平成 23 年の調査に比べて、障害のある人は「65 歳以上」がおよそ 5 割に増加しています。

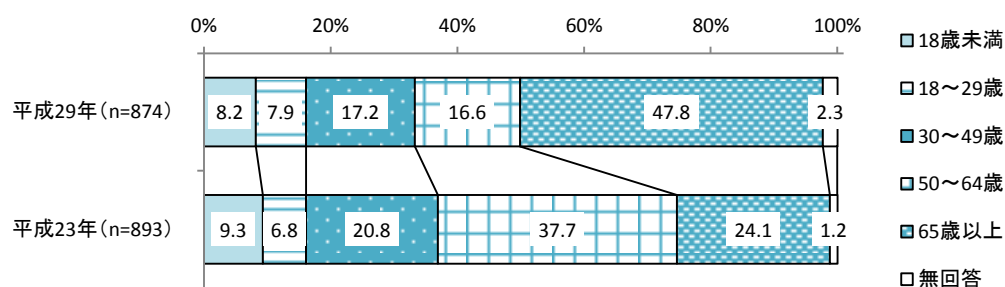
また、「日常生活において介助が必要」とする人が 5 割以上となっています。

介助者は、年齢が「60 代」以上がおよそ 5 割となっており、健康状態は「よくない」におよそ 2 割の人が該当しています。そして、介助で困ることとして、「自分の健康に不安がある」の回答率が 44.0%と最も高くなっています。

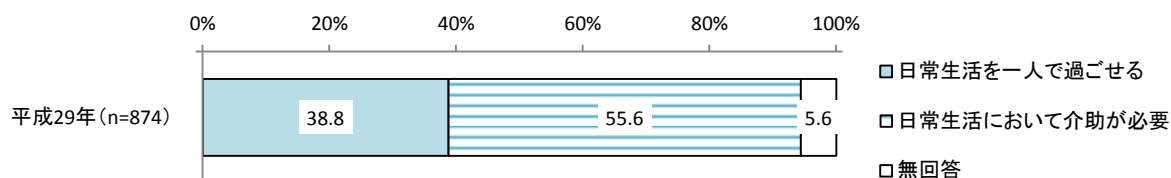
障害のある人とともに、介助者の高齢化も進行しており、健康状態が悪い人も少なくないことから、介助ができなくなった場合を踏まえて、将来的な福祉サービスや支援のニーズを把握する必要があります。

【障害のある人】

①障害のある人の年齢

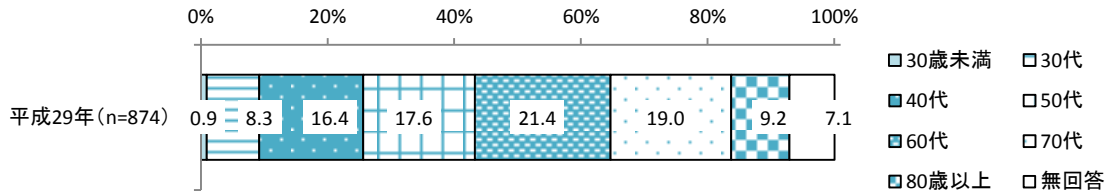


②障害のある人の介助の必要性

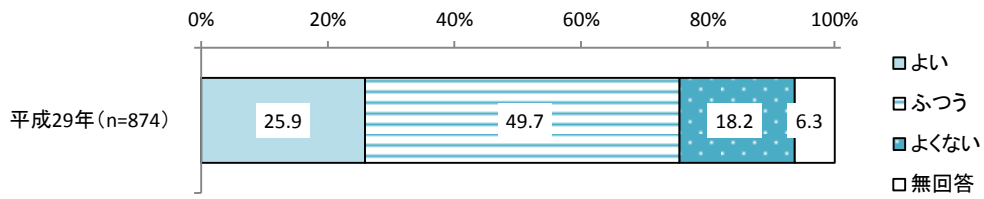


【介助者】

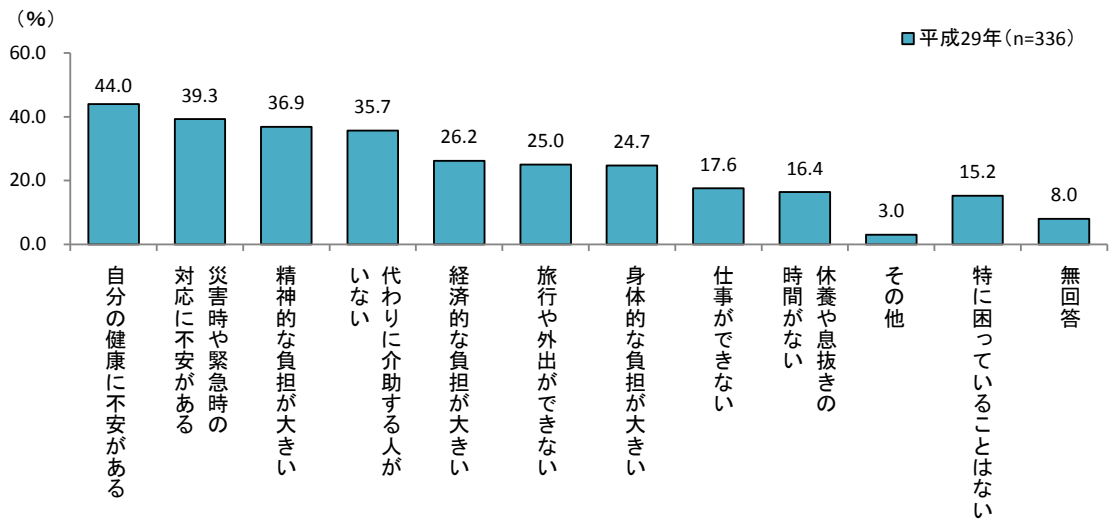
③介助者の年齢



④介助者の健康状態



⑤介助で困ること



(3) 地域生活について

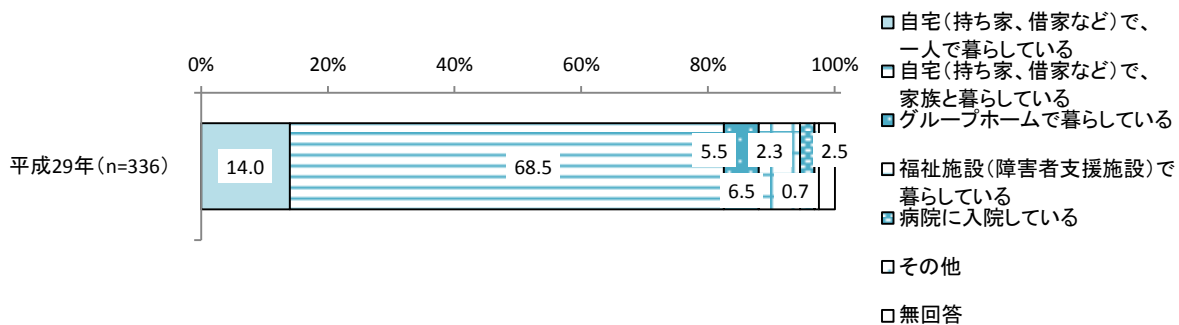
現在の暮らし方について、「自宅（持ち家、借家など）で、家族と暮らしている」の回答率がおよそ7割を占めています。

障害のある人が地域で暮らすために必要なこととして、「生活するのに十分な収入があること」がおよそ7割と最も高く、「主治医や医療機関が近くにあること」がおよそ6割と2番目に高くなっています。

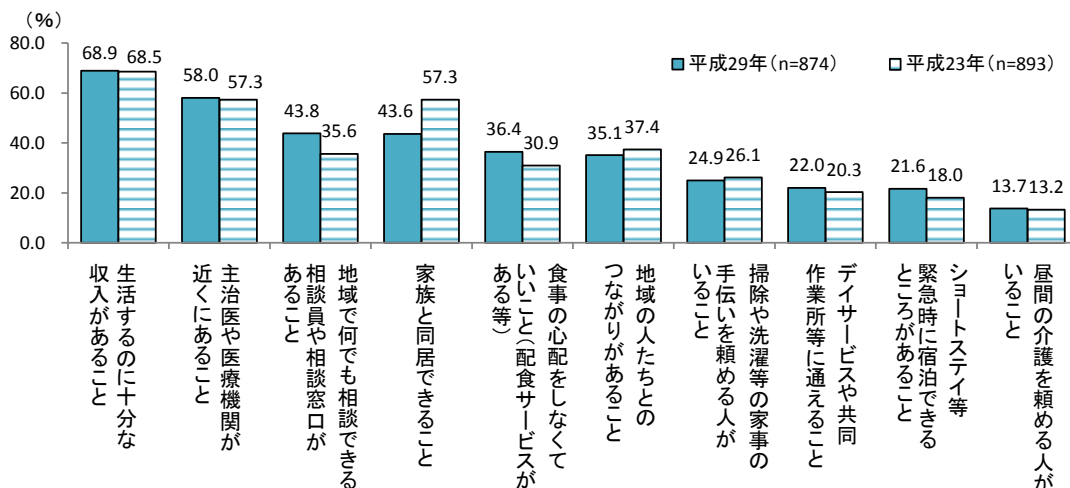
また、平成29年の調査では、平成23年に比べて、「家族と同居できること」の回答率が13.7ポイント減少し、一方で、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」の回答率が8.2ポイント増加しました。

本市では、障害のある人の多くは自宅で暮らしており、今後も地域で暮らすために必要なこととして、収入、医療体制、相談支援体制の整備が求められています。その一方で、家族との同居の必要性が平成23年に比べて減少しており、グループホーム等で将来的に暮らすことが見込まれていると考えられます。

①現在の暮らし方



②障害のある人が地域で暮らすために必要なこと（上位10位）



(4) 就労について

日中に就労している（「就労継続支援A・B型等の作業所に通っている」や「作業所以外のところで働いている」と回答した人は、およそ2割となっています。

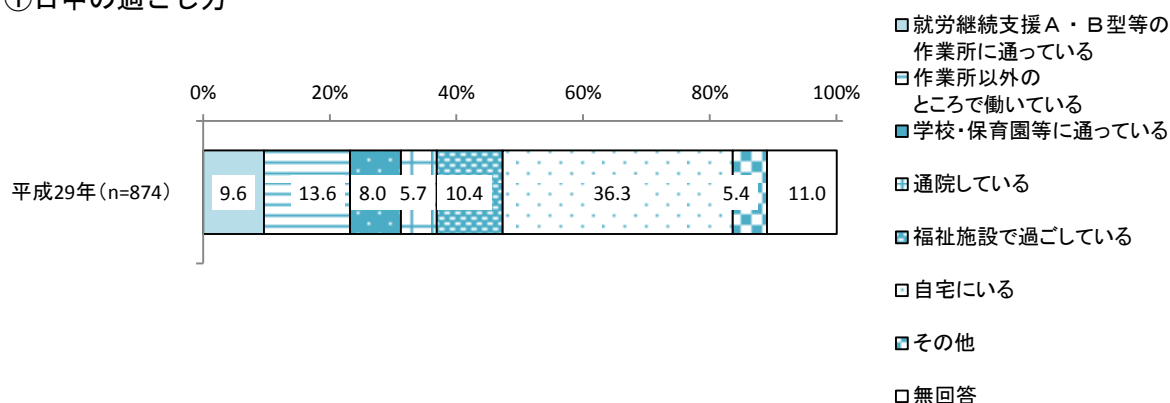
就労時間は、「4時間以上6時間未満」や「6時間以上8時間未満」がそれぞれ3割となっています。

1カ月の平均工賃は、「5万円から10万円未満」がおよそ2割と最も高くなっています。また、「5千円未満」や「5千円から1万円未満」、「1万円から1万5千円未満」がそれぞれおよそ1割となっています。一方で、「20万円以上」も1割となっており、「10万円以上」では3割となっています。

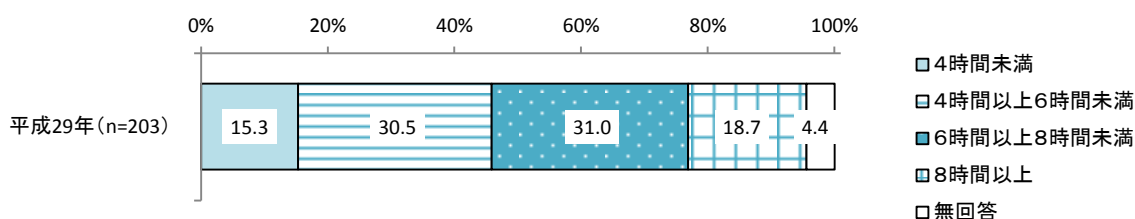
就労で困ったことについては、「収入が少ない」と回答した人が4割以上を占めています。一方で、就労で必要な支援に対しては、「周囲が自分を理解してくれること」や「障害にあった仕事であること」の回答率が高くなっています。

また、就労環境においては、周囲や企業における障害に対する理解や個々の障害の特性に応じた仕事が望まれています。

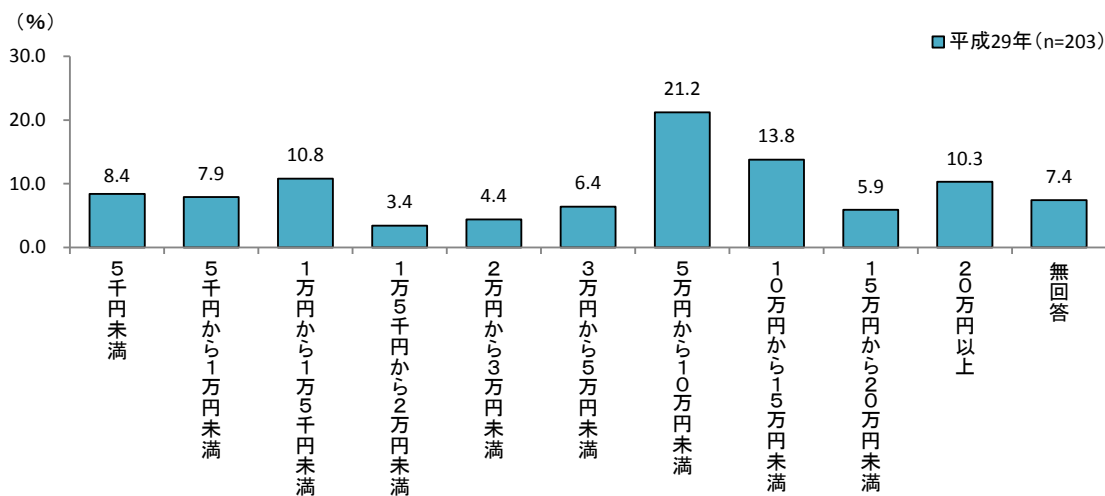
①日中の過ごし方



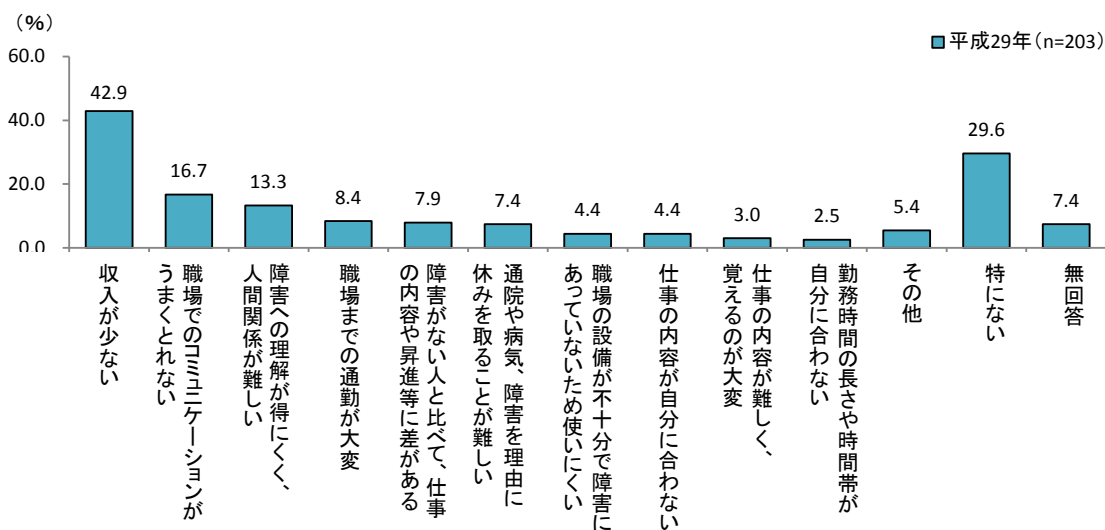
②就労時間



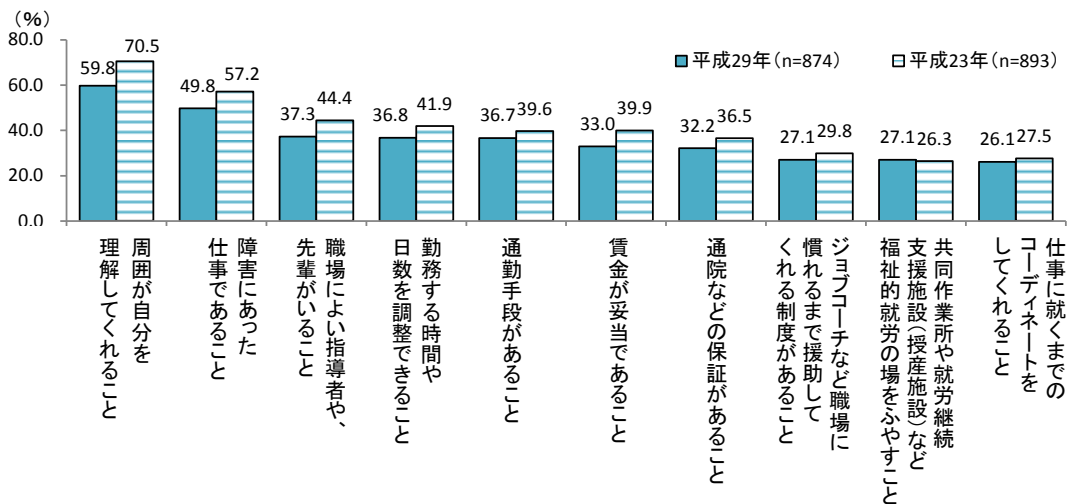
③ 1カ月の平均工賃



④ 就労で困ったこと



⑤ 障害のある人の就労に必要な支援（上位 10 位）



(5) サービスや制度の情報収集について

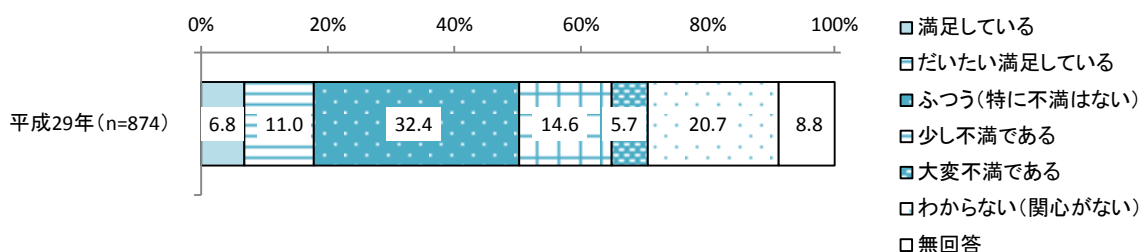
障害福祉サービスの満足度は、「満足している」と「だいたい満足している」の回答率が合わせて2割未満であり、「ふつう（特に不満はない）」や「わからない（関心がない）」の回答率が高くなっています。

成年後見制度や障害者虐待防止法の認知度は、ともに「名前も内容も知らない」や「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がそれぞれおよそ3割と、十分な周知が図られていないことが示されています。

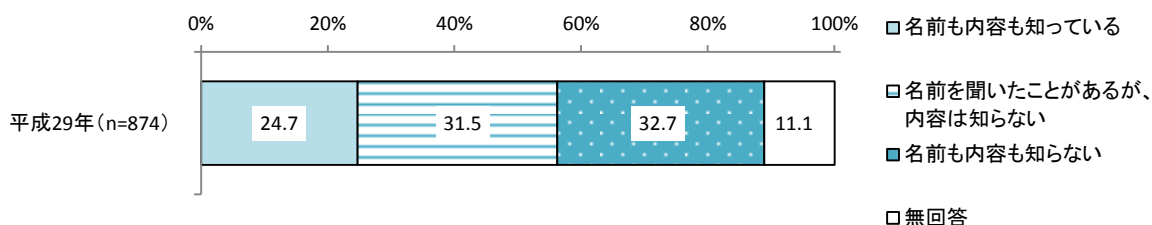
障害福祉制度などの情報収集方法については、「病院や福祉施設など」により制度やサービスの情報を得ている人が多く、また、平成23年の調査と比べると、「家族、友人」や「テレビ、新聞、雑誌など」の回答率は10ポイント以上減少しています。

また、障害福祉に関する制度や法律の認知度が低いことから、効果的な広報活動の実施が必要です。

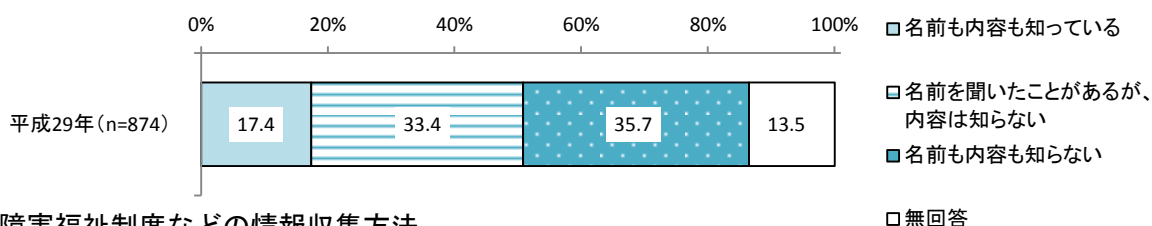
① サービスの満足度



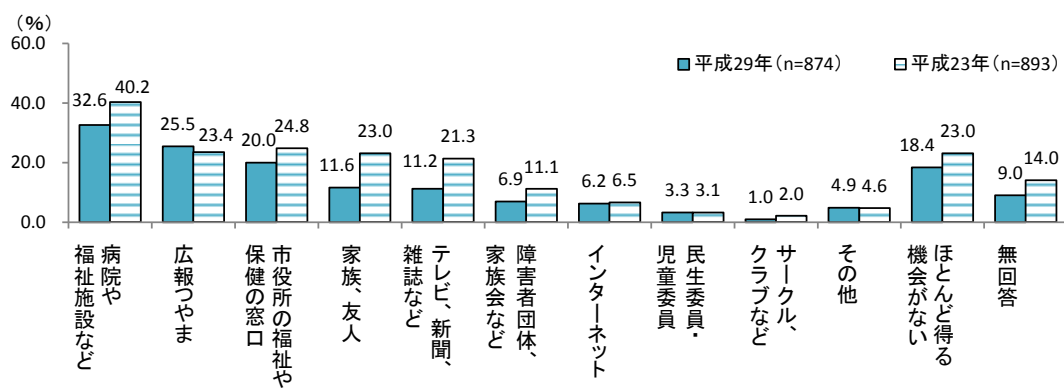
② 成年後見制度の認知度



③ 障害者虐待防止法の認知度



④ 障害福祉制度などの情報収集方法



(6) 外出について

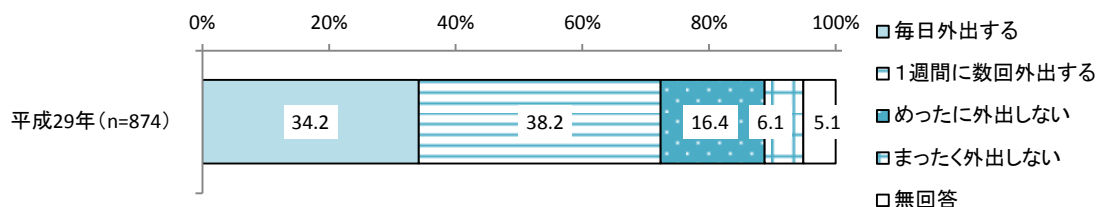
外出について、「毎日外出する」や「1週間に数回外出する」の回答率が、それぞれ3割以上となっています。

外出する場合の同行者については、「一人で外出する」が42.4%と最も高く、また、移動手段としては、「家族などが運転する車」が47.9%と最も高く、「徒歩」と「自分で運転する車」が次いで高くなっています。

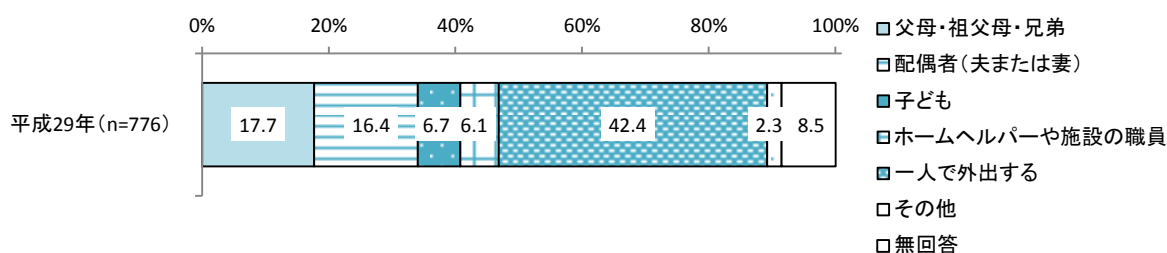
外出で不便なこととしては、道路や駐車スペース、歩道の整備といった回答が多く、ハード面の課題が挙げられています。

また、公共交通機関の利用が低いため、運転などが困難になった場合に備えて、公共交通機関の利便性の向上が必要です。

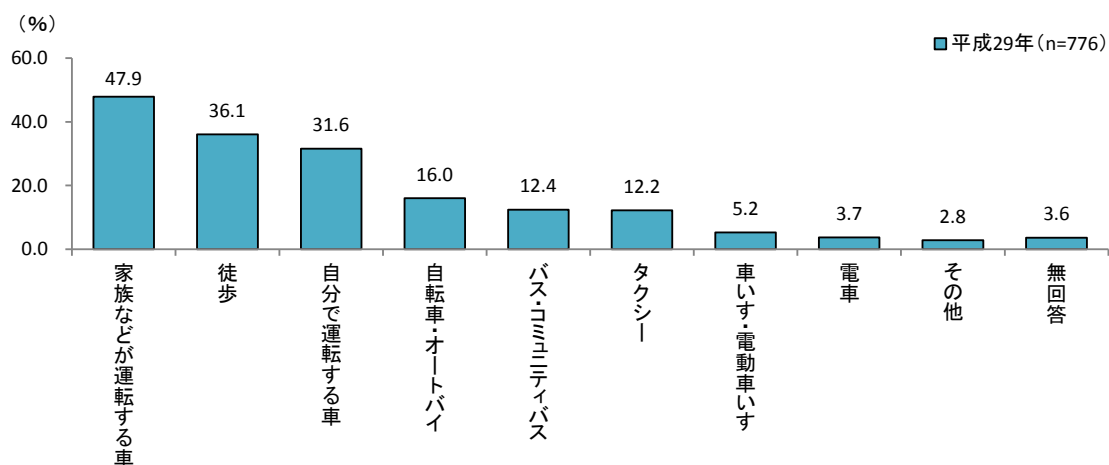
①外出頻度



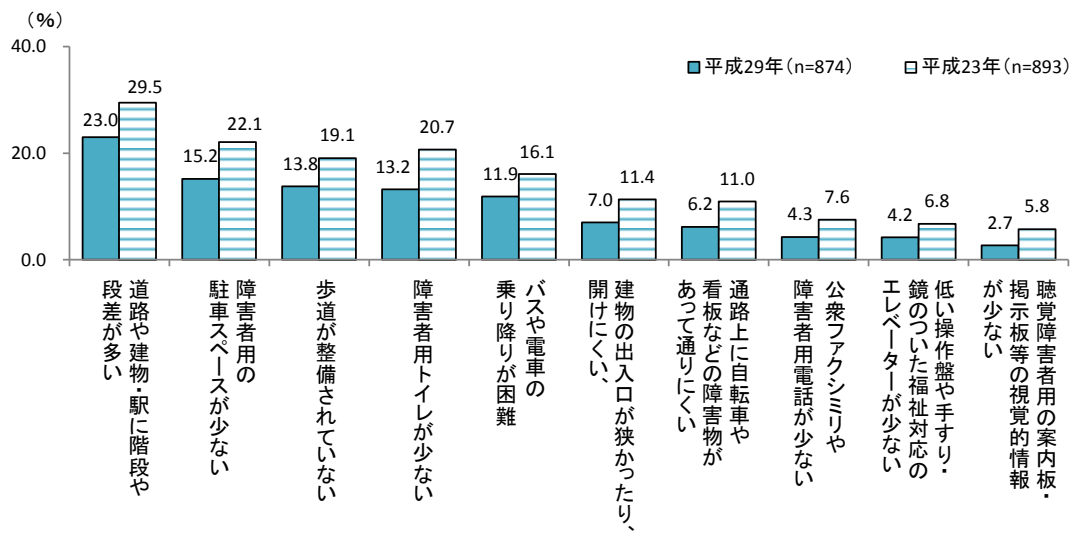
②主な同行者



③移動手段



④外出で不便なこと（上位10位）

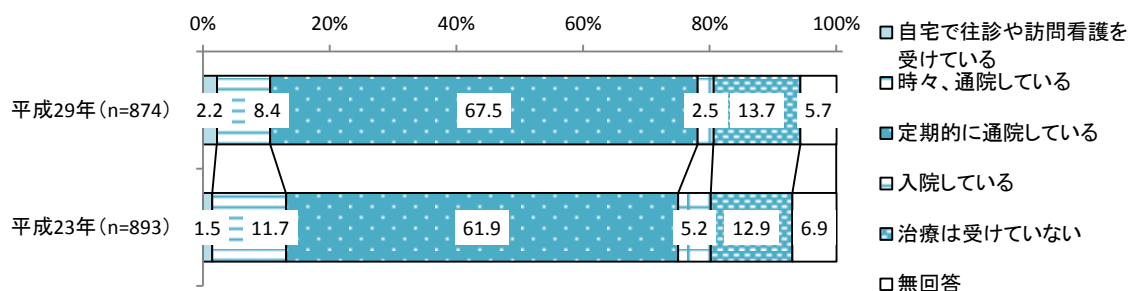


(7) 医療について

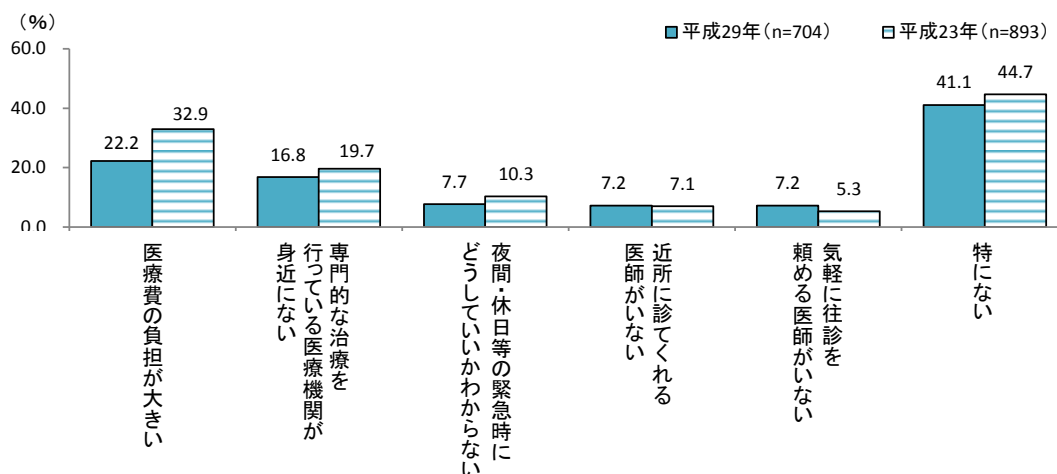
現在の治療状況について、「定期的に通院している」の回答率が6割以上であり、平成23年の調査よりも、5.6ポイント増加しています。

健康管理や医療で不便なこととして、平成23年の調査と比べて、「医療費の負担が大きい」の回答率が、10.7ポイント減少しています。

①治療状況



②健康管理や医療で不便なこと（上位6位）



(8) 災害時について

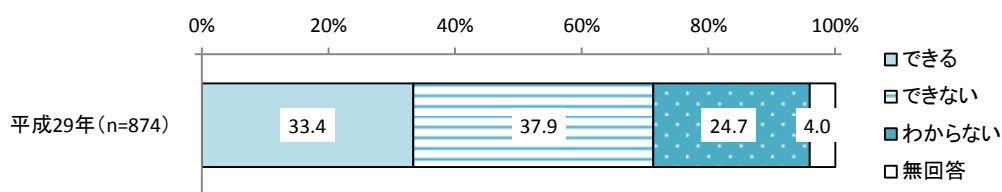
災害時に一人での避難が可能な人はおよそ3割あり、また、周囲に助けてくれる人がいると回答した人もおよそ3割となっています。

災害時に困ることとしては、平成23年の調査に比べて、「避難場所まで行けない」の回答率が7.4ポイント増加し、最も高くなっています。

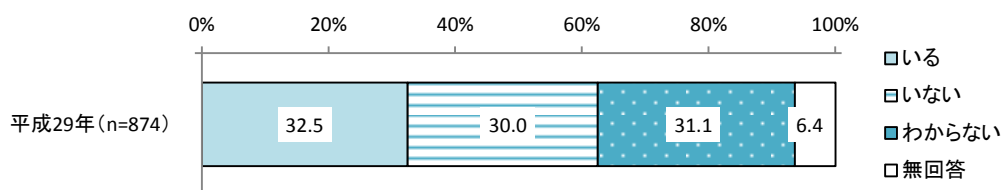
また、「近所に頼れる人がいない」の回答率も9.0ポイント増加しています。

災害時に一人で避難することや、周囲の助けを得るのが比較的困難な状況にある人が多く、避難における支援体制の整備や、地域におけるネットワークの強化が求められています。

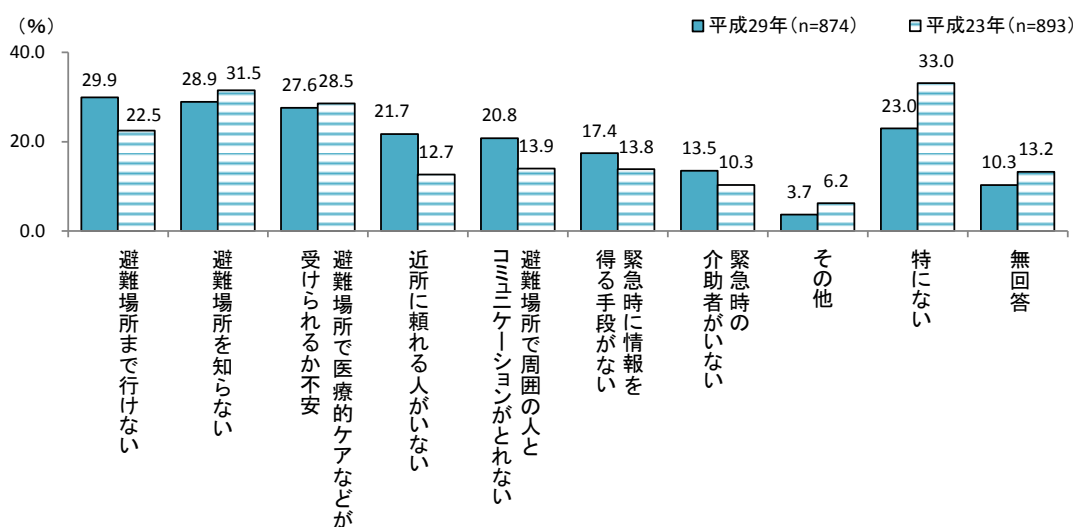
①一人での避難の可否



②周囲で助けてくれる人の有無



③災害時に困ること



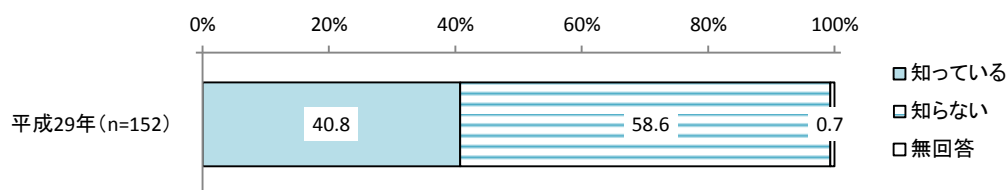
(9) 権利擁護について

障害のある人への虐待についての相談や通報の窓口を知らない人は58.6%となっています。

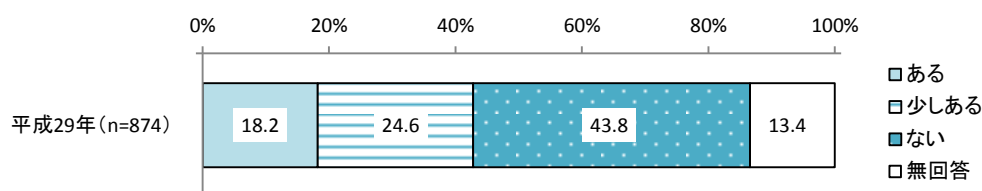
差別の経験について、「差別を受けたことがある」と「少しある」の回答率が合わせておよそ4割であり、差別を受けた場所としては、「学校・職場」や「外出先」の回答率がおよそ3割となっています。

多くの人が虐待を受けたことがあることに対して、虐待を相談する窓口の認知度が低く、虐待の早期対応のためには、窓口の周知など相談に関する、さらなる啓発が必要です。

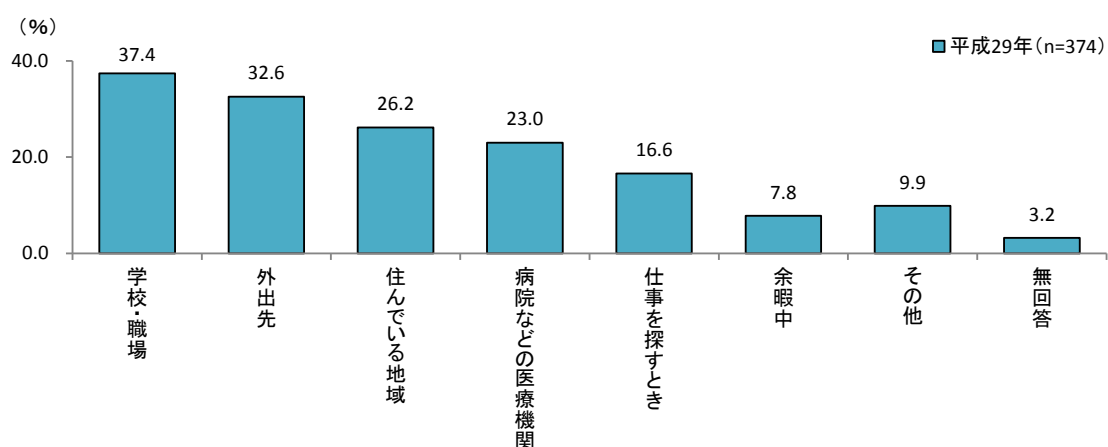
①障害のある人への虐待についての相談や通報の窓口の認知度



②差別の経験について



③差別を受けた場所

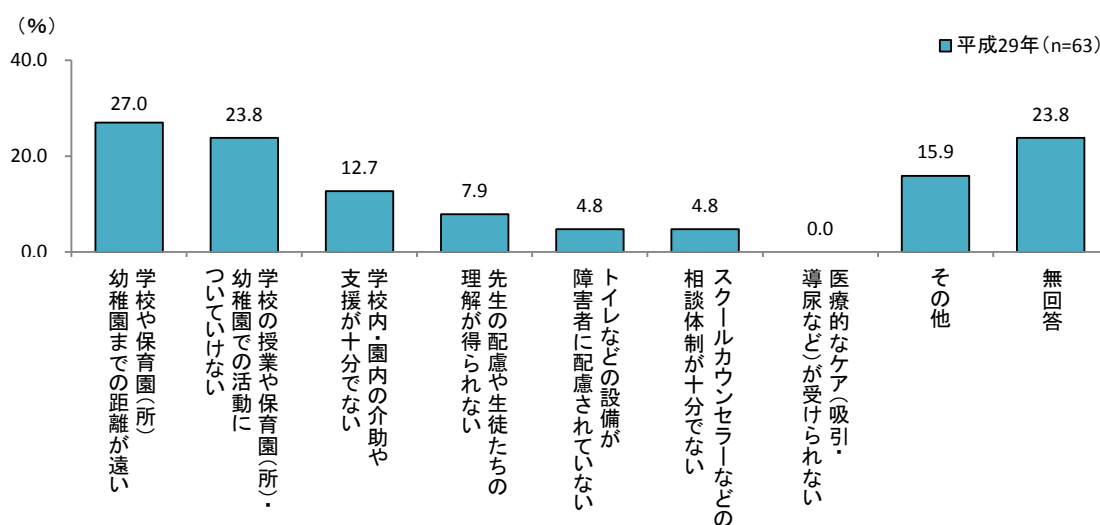


(10) 教育・療育について

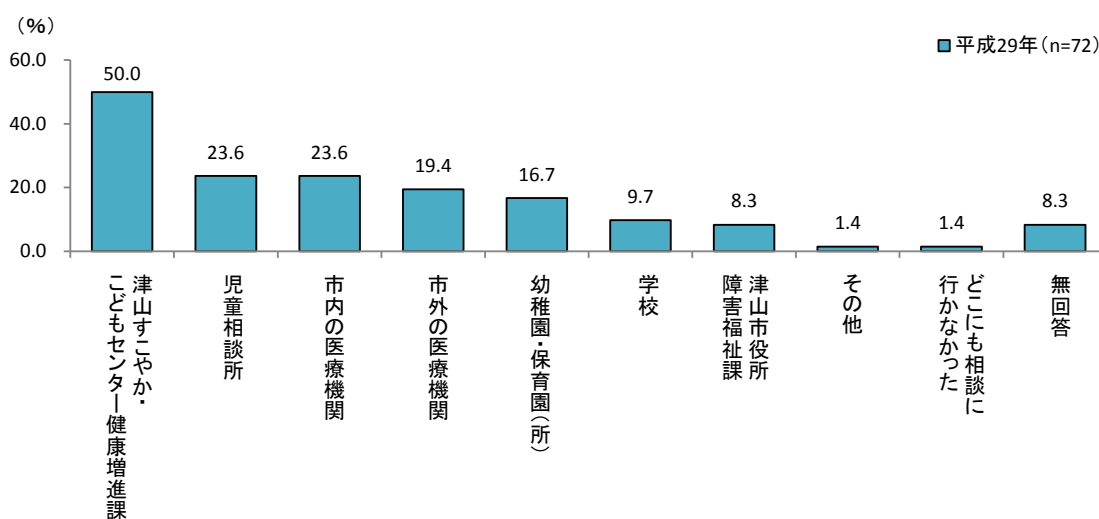
学校や保育園（所）・幼稚園などで困っていることでは、「学校や保育園（所）・幼稚園までの距離が遠い」や「学校の授業や保育園（所）・幼稚園での活動についていけない」の回答率が高くなっています。子どものことで困っていることとして、「子どもの発達のこと・障害のこと・福祉の制度についての情報が少ない」ことも挙げられています。そして、障害のある子どものための必要なサービスは、平成23年の調査と同じく、「学齢期の療育や相談体制の充実」の回答率が最も高くなっています。

発達についての相談先は、「津山すこやか・こどもセンター 健康増進課」に相談している人が5割となっています。

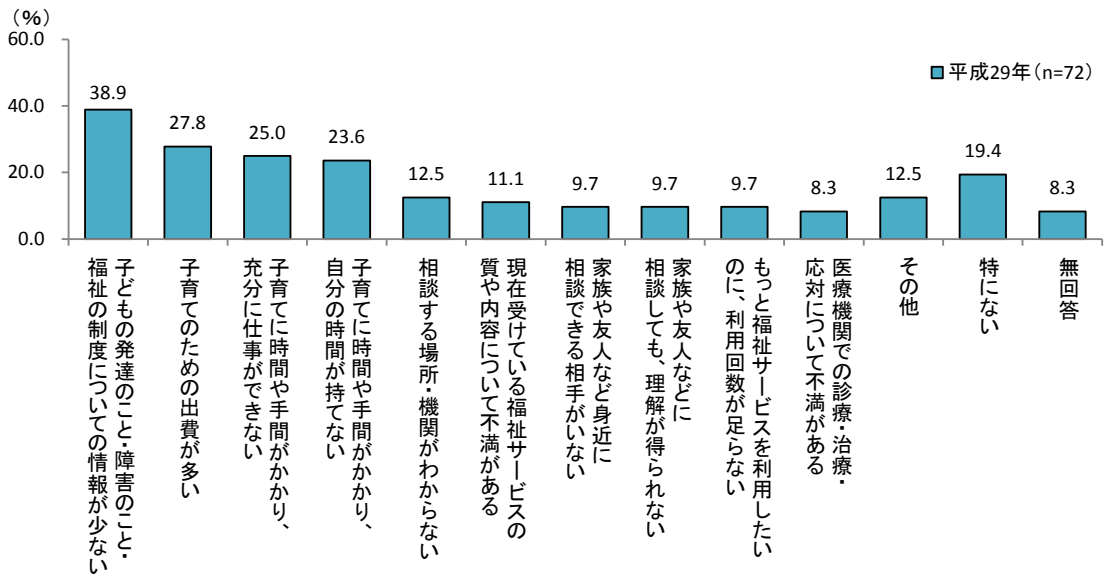
①学校や保育園（所）・幼稚園などで困っていること



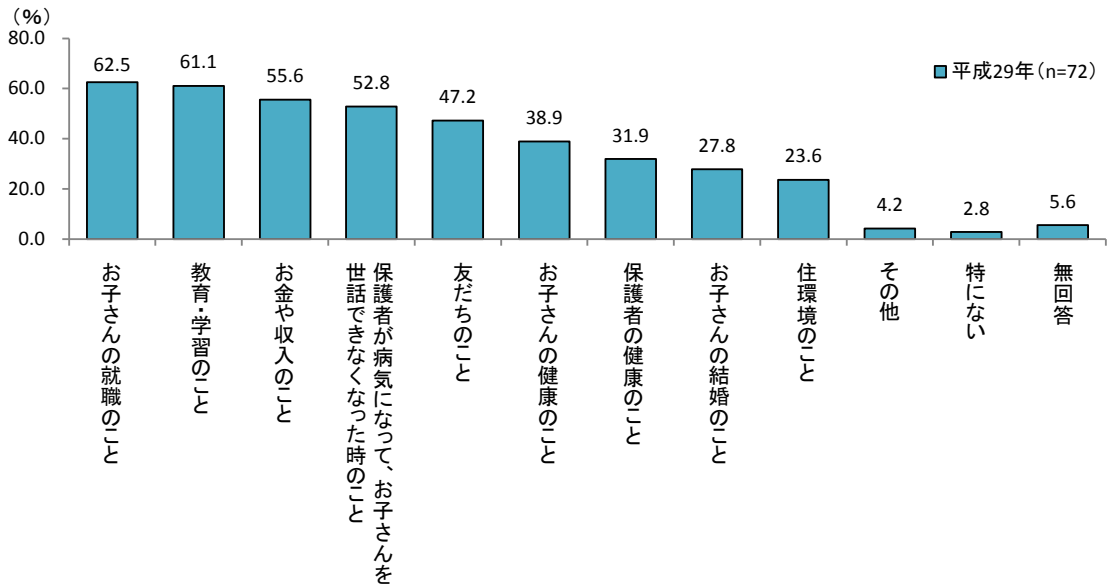
②発達についての相談先



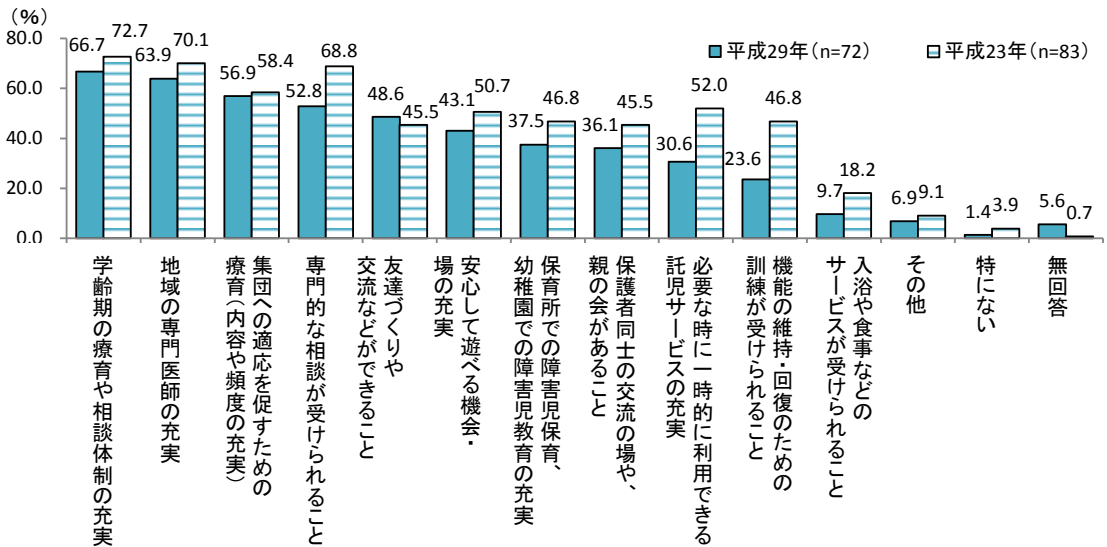
③障害のある子どもに関して困っていること



④障害のある子どもの今後についての不安や悩み



⑤障害のある子どものための必要なサービス

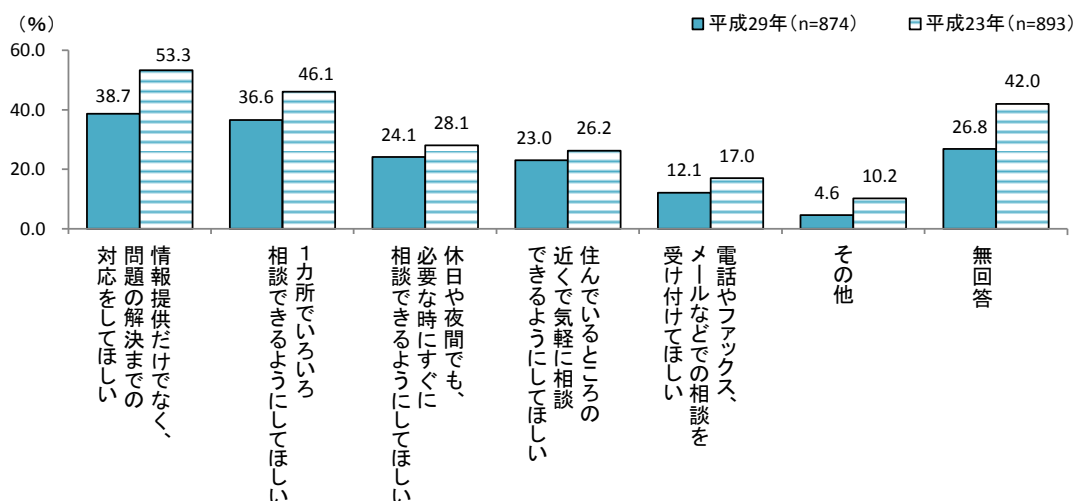


(11) 市への要望について

相談支援への要望について、平成23年の調査と同様に、「情報提供だけでなく、問題の解決までの対応をしてほしい」の回答率が最も高くなっています。

また、今後市に力を入れてほしい取組については、平成23年の調査と同様に、「経済的負担の軽減」が最も高くなっています。

①相談支援への要望



②力を入れてほしい取組（上位10位）

